

～ 障がい者差別解消のための条例 ～

障がいのある人もない人も支えあい
ともに生きる加茂づくり条例 <概要版>

略称 『加茂支えあい条例』

加茂市では、総合計画で「ともに支えあい、誰もが安心して健やかに暮らせるまち」をまちづくりの指針に掲げています。障がいのある人も住みよく、それぞれが持てる能力を発揮できるまちは、全ての人に住みよいまちです。

この条例は、障がい福祉の視点から共生社会の実現を考え、全ての人々の安心と未来につながるまちづくりの理念を皆で共有するとともに、それぞれの役割を明らかにし、果たしていくことを定めています。



【目的】第1条 / 【基本理念】第3条

- ◇ 障害者の権利に関する条約（「障害者権利条約」）
- ◇ 障害者基本法
- ◇ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（「障害者差別解消法」）

条例では、これらの趣旨を踏まえ、加茂市における障がいを理由とする差別の解消について基本理念を定め、市の責務と役割及び、市民・事業者の役割を明らかにするとともに、差別の解消に関する施策を総合的に推進することにより、全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する地域の実現に寄与することを目的としています。



障害者権利条約にならい、複合差別の禁止を含めています。

基本的人権の尊重

社会参加の
機会の確保

障がい理解の促進

災害時の
適切な対応

複合差別の禁止

市民一体
となつての取組

【用語の定義】第2条



障害者手帳を持っていない
でも条例で対象としています。

- この条例でいう「障がいのある人」とは、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいい、児童も含まれます。
- この条例では、「差別」の定義を ①不当な差別的取り扱いをすることと、②合理的配慮をしないことと規定しています。

【それぞれの役割】 第4条～第6条

- 第4条
市の責務と
役割
- 市は、障がいや障がいのある人への理解を促進する施策を実施しなければならない。
 - 市は、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

- 第5条
事業者の役割
- 事業者は、障がいや障がいのある人への理解を深めるとともに、差別解消の施策実施を市と連携して行うよう努めるものとする。
 - 事業者は、市に対して積極的に障がいを理由とする差別の解消のための施策実施に向けての情報提供、進言などを行うよう努める。

- 第6条
市民の役割
- 市民は、障がいや障がいのある人への理解を深めるとともに、市が実施する差別解消の施策や、事業者や市民自らが行う差別解消のための取組に積極的に参加、協力する。
 - 障がいのある人や、その家族、代理人は、配慮や手助けが必要なときは、望む配慮・手助けの内容を周囲に伝え、互いの理解を深め、ともに差別解消の取組を進める。



＜趣旨＞「障がいのある人の役割」を明記した先行条例は極めて少数ですが、家族や代理人を含む障がいのある人の側からも、可能であれば、積極的に配慮や手助けを望む意思表示をしてほしいという考え方により明記しました。

障がいのある人が、望む生き方やあり方を自ら伝え権利を実現する「自己権利擁護」の観点及び、合理的配慮（変更や調整）を提供する側が障がいのある人にどのような手助け、配慮をしたらよいのかを考える、あるいは、障がいのある人とそうでない人との「対話」から適切な合理的配慮の提供への出発点になるとの観点から、障がいのある人の役割を規定しています。

【差別の解消】 第7条～第8条



これら2つの規定により差別の解消を図ります。条例では、市及び事業者のほか「市民」も対象としている点で「障害者差別解消法」よりも義務付ける対象を拡大しています。

- 第7条
不当な差別的
取扱いの禁止
- 福祉サービス、医療、商品販売・サービス提供、労働、保育・教育、情報提供の分野等及びその他の分野で不利益な取り扱いにより障がいのある人の権利を侵害することを禁止しています。
 - 誰が見ても目的が正当で、かつ、その扱いがやむを得ないときは差別になりません。

- 第8条
合理的配慮の
提供
- 障がいのある人とない人の平等な機会を確保するために、障がいのある人の性別、年齢及び障がいの状態を考慮して行う社会的障壁の除去及び、変更や調整、サービスを提供することを「合理的配慮」といい、これをしないと差別になります。
 - 障がいのある人からの求め（意思の表明）がない場合でも、必要としていると認識できる場合は、提供することとしています。

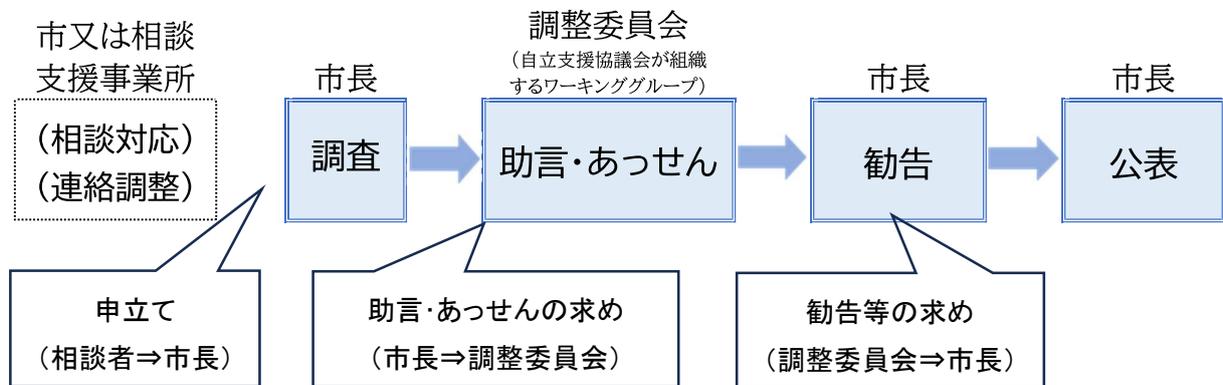


法律では意思の表明が条件とされています。

【差別の事後対応】 第9条～第16条

紛争解決の仕組み 第9条～16条

相談～事実の公表まで、本市の障がい者差別が起きた場合の「相談の仕組み」を規定しています。



差別を受けた場合の相談窓口

- 加茂市役所1階 健康福祉課（障がい支援係） TEL 0256-52-0080（内線 177）
- 市が委託する相談機関（いんくる加茂福祉相談センター） TEL 0256-47-4251

【共生社会の実現に向けた市の施策】 第17条

- 障がいのある人の自立と社会参加を支援する市の施策を下記分野で定めています。
 - (1) 情報コミュニケーション支援
 - (2) 広報及び啓発・研修
 - (3) 交流の機会の拡大
 - (4) 保育・教育
 - (5) 就労支援
 - (6) 居住の確保
 - (7) 心理的支援
 - (8) 生涯学習、文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動等への参加

【障害者差別解消支援地域協議会の設置】 第18条

- 差別解消法に定められる「差別解消支援地域協議会」を設置し、差別を解消するために必要な取組などについて協議を行います。
- この「協議会」の役割は、地域の障がい福祉に関するシステムづくりの中核を担う既存の「加茂市自立支援協議会」が担うこととします。

障がいのある人もない人も支えあいともに生きる加茂づくり条例

略称『加茂支えあい条例』

(前文)

誰もが安心して暮らせるまちとはどのようなまちでしょうか。年齢や性別、障がいの有無、その他の属性に関わらず誰もが相互に人格と個性を尊重し、ともに支えあうまちを加茂市は理想としています。

私たちが暮らす加茂市は、豊かな自然と歴史に恵まれ、伝統産業や農業、商店街など多様な産業により栄えてきました。この地域で、誰もがいきいきと望むとおりの暮らしや仕事、さまざまな活動ができることは、市民が輝き、未来に続いてゆくまちであるための欠かせない条件です。

加茂市では、総合計画で「ともに支えあい、誰もが安心して健やかに暮らせるまち」をまちづくりの指針に掲げています。誰もが持つ「権利」を実現し、障がいのある人が当たり前保育園等や学校、職場、さまざまな活動の場といった地域社会に溶け込み、ともに支えあうまちであるために、障がいや障がいのある人への共感と理解を深める取組を進めます。

障がいのある人も住みよく、一人ひとりが持てる能力を発揮できるまちは、全ての人に住みよいまちです。この条例は、障がい福祉の視点から共生社会の実現を考え、全ての人々の安心と未来につながるまちづくりの理念を皆で共有するとともに、市民、事業者、行政機関のそれぞれの役割を明らかにし、果たしていくことを定めています。

この条例に定める具体的な差別解消の取組が加茂市全体に浸透し、障がいのある人もない人も誰もがともに安心して暮らしていける地域の実現に寄与することを目指します。

- 条文及び条文の趣旨・解説は市ホームページでご覧いただけるほか、健康福祉課の窓口でも閲覧できます。
- 条文等の音声訳・点字訳は「加茂ともしびの会」の協力により作成しました。加茂市視覚障害者福祉協会を通じて音訳CDを必要な方に配布するほか、ご希望に応じて、個別に配布いたします。



市ホームページ

- ▶ こちらの二次元コードをスマートフォンで読み込んで、条文等を掲載したページにアクセスできます。

<担当・お問い合わせ>

加茂市役所 1階 健康福祉課 障がい支援係

TEL 0256-52-0080 内線 177

FAX 0256-52-0285